

令和 6 年五所川原市教育委員会第 3 回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和6年五所川原市教育委員会第3回定例会議決結果表

議案番号	提 案 年 月 日	件 名	議 決 年 月 日	結 果
議案第8号	令和6年3月22日	令和6年度五所川原市の教育の目標と取組について	令和6年3月22日	原案可決
議案第9号	令和6年3月22日	教育財産の取得の申し出について	令和6年3月22日	原案可決
議案第10号	令和6年3月22日	工事の計画について	令和6年3月22日	原案可決
議案第11号	令和6年3月22日	五所川原市立市浦小学校及び市浦中学校 学校再編事業個別計画について	令和6年3月22日	原案可決
議案第12号	令和6年3月22日	新旧対照表方式による例規等の改正について	令和6年3月22日	原案可決
議案第13号 (追加議案)	令和6年3月22日	五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について	令和6年3月22日	原案可決
議案第14号 (追加議案)	令和6年3月22日	教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則の制定について	令和6年3月22日	原案可決
議案第15号 (追加議案)	令和6年3月22日	五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について	令和6年3月22日	原案可決

議案第16号 (追加議案)	令和6年3月22日	五所川原市教育委員会職員の人事について	令和6年3月22日	原案可決
------------------	-----------	---------------------	-----------	------

令和6年五所川原市教育委員会第3回定例会

日時：令和6年3月22日（金） 午後1時30分開会

場所：五所川原市本庁舎 3階 議会委員会室

◎議事日程

開会

- 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 前回会議録の承認（令和6年第2回定例会）
 - 第4 教育長の報告
 - 第5 議案第 8号 令和6年度五所川原市の教育の目標と取組について
 - 第6 議案第 9号 教育財産の取得の申し出について
 - 第7 議案第10号 工事の計画について
 - 第8 議案第11号 五所川原市立市浦小学校及び市浦中学校 学校再編事業個別計画について
 - 第9 議案第12号 新旧対照表方式による例規等の改正について
 - 第10 議案第13号 五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について（追加議案）
 - 第11 議案第14号 教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則の制定について（追加議案）
 - 第12 議案第15号 五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について（追加議案）
 - 第13 議案第16号 五所川原市教育委員会職員の人事について（追加議案）
 - 第14 その他
- 閉会

◎出席教育長及び委員（５名）

教育長	原	真	紀	
１番	丁子谷		悟	委員
２番	奈良	陽	子	委員
３番	楠美	恭	寛	委員
４番	奥山	彩	香	委員

◎説明のため出席した職員（８名）

教育部長	藤	原	弘	明
教育総務課	課長	須	藤	淳也
教育総務課子どもいじめ相談室	室長・課長補佐	事務取扱		
社会教育課スポーツ振興室	室長	村	元	宏禎
社会教育課	課長	棟	方	龍峰
学校教育課	課長	五十嵐	圭	一
学校給食センター	所長	葛	西	一
図書館	館長	山	内	淳
学校教育課	課長補佐	三	上	裕久

◎職務のため出席した職員（１名）

教育総務課	課長補佐	工	藤	大
-------	------	---	---	---

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより令和6年五所川原市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、2番 奈良委員、3番 楠美委員を指名いたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期決定についてお諮りいたします。今定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和6年第2回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認について、御異議なければ承認したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、前回会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長の報告をいたします。私から2点ございます。

第1点目は、2月29日に開会し、3月18日に閉会しました市議会令和6年第3回定例会について報告します。今回は会派代表質問と一般質問を通告した12名のうち、4名の議員から教育委員会への質問がありました。

会派代表質問では、鳴海初男議員からは、「学校給食の無償化と県交付金の使途について」の再質問として「子どもの歯のフッ化物洗口について」質問がありました。

一般質問では、高橋美奈議員からは、「部活動の地域移行についての現状及び今後のスケジュール等について」質問がありました。

桑田哲明議員からは、「小中学校のデジタル教科書の本格導入について」「小中学校教員の勤務状況が苛酷になっている状況について」質問がありました。

伊藤雅輝議員からは、「ふるさと納税の太宰治等芸術文化コースの使い道について」の関連で「立佞武多の館で活動している文化団体に対する補助について」質問がありました。

また、予算特別委員会においては、主なものとして「就学児童・調査事業における公認心理士委託料について」、学校事務費の内容及びそれに関連して「フッ化物洗口実施の検討について」「市民体育館の管理費及びスポーツ協会への指定管理料の算出方法について」「いじめ防止対策事業といじめ問題対策事業」の内容について、「小学校通学バス運行事業及び中学校通学バス運行事業」について、「調理・運搬業務委託料」について、「中学校部活動検討事業」の内容について等の質問がありました。

会派代表質問、一般質問及び予算特別委員会での質問と答弁内容については、資料を配布しておりますので後ほど御覧ください。

第2点目は、今年度の高齢者大学についての報告です。今年度も市内の3地区において高齢者大学を開講しました。

市浦地区の寿大学は受講者62名でスタートしました。5月24日に開講し、11月15日まで6回の講座が開催されました。また同日は、祝う会も開催されております。この時点では、受講生が3名増加し、65名となっております。

金木地区のひばの樹大学は総勢57名でスタートし、5月26日に開講し、8回の学習会が開催されました。閉講式は1月1

9日に開催され、閉講式時点での受講者は54名となっております。

五所川原地区の北辰大学は聴講生等も含め133名でスタートし、5月17日の開講式及びクラブ活動紹介から始まり、第10回学習会ではクラブ活動発表会が行われ、2月28日に閉講式が開催されました。閉講式時点での受講者は123名となっております。私からは以上です。

◎付議案件

○教育長

次に、日程第5、議案第8号「令和6年度五所川原市の教育の目標と取組について」、日程第6、議案第9号「教育財産の取得の申し出について」及び日程第7、議案第10号「工事の計画について」は来年度の事業内容に関わる案件となっておりますので一括議題といたします。

本件について、担当から説明願います。

○教育総務課長

議案第8号「令和6年度五所川原市の教育の目標と取組について」、議案第9号「教育財産の取得の申し出について」及び議案第10号「工事の計画について」、提案告事件綴及び議案第8号資料を基に概要等について説明した。

○教育総務課長

○社会教育課長

○スポーツ振興室長

○学校教育課長

○学校給食センター所長

○図書館館長

議案第8号「令和6年度五所川原市の教育の目標と取組について」、議案第9号「教育財産の取得の申し出について」及び議案第10号「工事の計画について」、提案告事件綴及び議案第8号別冊を基にそれぞれ所管する事業について説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○奥山委員

別冊の22ページの事業番号10「教育支援センター運営事業」の教育支援センター指導員の配置についてですが、予算は昨年度とあまり変わらないため、今後はその在り方の検討ができればよいのかなと考えます。不登校児童生徒の保護者へ家庭での様子の聞き取りやパソコンを使った学習のアプローチなど、同じ予算の中で支援内容を検討するということは可能でしょうか。

○学校教育課長

オンラインでの授業配信等に関しては、現在でも可能です。金木にサテライトを設けておりまして、そちらも可能です。

授業の内容等については、今後検討しながら、子供たちにとっても親御さんにとってもより良い教育が提供できるようにやっていきたいと思います。

○奥山委員

ありがとうございます。

学校復帰を最終目標としないで、社会的自立に向けて家庭と教育機関をつなぐという課題はこの予算の中では難しいのかなとは思いますが、取り組み方によってはとても意義があることだと思いますので今後更に拡大することを願っております。

○教育長

ありがとうございました。

ほかに質問はございませんか。

○楠美委員

何点かありますので、先にまとめて質問させていただきます。

23ページの事業番号11番「生徒指導に係る随時訪問での指導助言」の令和5年度の小・中学校への随時訪問による指導助言の回数等が記載されていなかったのも、どのくらい訪問されたのかお聞きします。

31ページの事業番号20番「要保護及び準要保護児童生徒の援助」も同様に令和5年度の人数等が記載されていないのでお聞きします。

34ページの事業番号24番「通学路の安全確保に向けた取組」ですが、令和3年度は具体的にいつ実施したか記載されていますが、ほかの年度は記載されていないので、いつ実施したのかお聞きします。

41ページの事業番号31番「いじめ防止の取組」で令和6年度では社会啓発ポスターとカレンダーの記載がありませんが、これは作らないということでしょうか。

提案事件綴の2ページ、議案第9号のデジタル教科書について、1年間ライセンスのものを毎年継続して整備するということが、毎年お金がかかるものなのでしょうか。

提案事件綴の3ページ、議案第10号のアスベスト調査についてですが、10年くらい前にアスベストが話題になっていたと思うんですけども、そのときには調査はしていなかったのでしょうか。質問は以上です。

○教育長

そうすれば、楠美委員から質問があったことについてですが、まず令和5年度実績というのは、まだ年度途中ですので数値として最終的な確定版はまだ出ないと思いますので、後日確定したものをお知らせいただければと思います。

また、現時点で回答できるものがあれば回答願います。

○学校教育課長

委員から質問がございました、41ページの事業番号31番「いじめ防止の取組」で、いじめのない社会啓発ポスターとカレンダーの作成は今後しないのかということですが、予算の関係上、来年度からは作成しないということになりました。

続きまして、議案第9号のデジタル教科書についてですが、教師用のデジタル教科書は、1年でライセンスを更新する関係で、毎年予算が発生するもので毎年支払うことになります。

○教育総務課長

質問のございました、34ページの事業番号24番「通学路の安全確保に向けた取組」についてでございます。通学路の安全確保のため、「五所川原市通学路交通安全・防犯プログラム」を策定し、令和3年4月に改訂したものが最新版でございますが、こちらの方で合同点検は4年に1回実施すると定めており、令和4年度、5年度は未実施となりますが、各学校に追加で危険箇所等があれば照会しております。後ほど御確認いただければと思いますが、市教育委員会のホームページで危険箇所等について、対応状況等も含め公表してございます。

続きまして、提案事件綴の3ページ、議案第10号の学校再編事業のアスベスト調査でございますが、これにつきましては、年々アスベストの規制が変わってきておりまして、今般、市浦小学校で行うのは、外壁まわりや屋根まわりにアスベストが含まれていないか確認して、その結果によってアスベストが含まれていれば撤去費用などを設計額に盛り込んで、令和7年度での工事に含めてまいりたいと考えております。

○教育部長

追加で説明いたします。従前だと吹付け等でアスベストが目視できる状況のものに関して調査をしていたのですが、現在は外壁材や塗料の中に耐久性や強度を保たせるためにアスベスト等を混入していたというケースが出てきていて、現状は問題ないのですが、仮にアスベストが含まれていた場合には、解体時に粉じんとなってアスベストを吸引するおそれがありますので、そのための調査になります。昭和の60年代から平成の前半期の建物には含まれているようですので、おそらく市浦小学校の外壁材に関しても含まれているものと考えられますので、調査を実施するものであります。

○教育長

ほかに質問はございませんか。

○奈良委員

21ページの事業番号9番「スクールカウンセラー派遣調査研究事業」ですが、令和4年度でいうと相談件数について、小学生が2,418件、中学生が1,194件とありますが、これに保護者や先生方の相談は含まれていますか。

29ページの事業番号18番「ICT教育環境整備事業」ですが、この事業の予算にはタブレットが壊れたときなどの修理費用などは含まれているのでしょうか。

35ページの事業番号25番「就学児童審議・調査事業」のところで説明がありました「ウィスク・スリー」とはどんなものか少し詳しく説明をお願いします。

46ページの事業番号37番「学校・家庭・地域が連携・協働しながら教育を進めるための場づくり」の三輪小学校での学校運営協議会についてですが、令和3年度からずっとやられてるんですけれども協議会の開催以外にどんな取組をしているのでしょうか。

○学校教育課長

21ページの事業番号9番「スクールカウンセラー派遣調査研究事業」の相談件数についてですが、これについては後で確認してから正確なものをお伝えしたいと思います。この件数には保護者や先生からの相談は含まれていないものと思われます。

○奈良委員

これには含まれていないのですが実際にはありますよね。

○学校教育課長

かなりの件数があります。

○奈良委員

相談する場所があれば、親も先生方もいづらか楽になると思いますので、子供も大事ですが、子供に関わる大人も大変だと思いますので、お話を聞いてくれる場所があるということで良かったです。ありがとうございます。

○学校教育課長

今のことに関連して、教師の相談内容としては、やはり不登校対応でどのように家庭と接したらよいか悩んでいるというケースが多いと聞いております。

○教育長

35ページの事業番号25番「就学児童審議・調査事業」の「ウイスク・スリー」についてですが、11月までに行う就学時検診の際にスクリーニングにかける非常に簡単な知能テストだけだと、どのような就学先が適切かという判断材料にはなり得ないため、もうちょっと正確にいろいろなものが診断できるものが必要になってきます。幼児期までであれば、今一番信頼性があるこの辺で使われている「田中ビネー式」という検査になります。それ以上の小学校・中学校となれば、もちろんこれだけではないのですが、「ウイスク」という検査方式が一番使われているものになり、検査キットがあつて、この検査キットに沿って検査していったものを記録として残し、最後そのバランス等を吟味しながら様々な客観的な診断データを出していくものになりますが、時代とともに検査キットそのものの質問項目等が古くなって、今の子供たちに合わなくなればどんどんバージョンアップしています。これまでは「ウイスク・スリー」又は「ウイスク・サード」とも呼ばれるものを使っていましたが、それも合わなくなってきたので「ウイスク・フォー」に替わってきたところです。それでも近隣のところでは「ウイスク・スリー」までは有資格者が必要なかったのものでそれを使ってきていましたが、その検査用紙が販売停止になったため、おのずと「ウイスク・フォー」の検査用紙を使うことになりますが、そうすると公認心理士や臨床心理士といった有資格者又は一部心理系の大学教授でなければ検査できないという条件がありますので、それに伴って今後はどの自治体でもおそらく「ウイスク」で検査する場合には、有資格者を導入してやらなければならないこととなります。就学先というのは子供にとっても保護者にとっても非常に重要なものですから、それを審議する教育支援員会としては、できるだけ厳密にその子の特性が現れるような検査をしなければならないということで、現在はこの「ウイスク」方式のものをほぼどこの自治体でも取り入れているというのが実情です。

○教育総務課長

29ページの事業番号18番「ICT教育環境整備事業」ですが、令和6年度の予算では、あくまでもネットワークに係る部分とフィルタリングに関する部分を外部に委託しているものになります。御指摘の修繕等についてはこの中には入っておりません。

キーボードのキーが取れた、ヒンジの緩みといった簡易的な修繕については、これまでも自前で対応しております。また、各学校の方に通知してございますが、重大な瑕疵又は故意でない限りは子供たちが壊したとしても弁償は求めないこととしております。そのため、故障してタブレットが使えなくなった場合は、児童生徒数が減少していることもあり、予備機と交換するという事を考えております。また、メーカーによりますが、クロームブックは修理方法を公開しているところもあります。ただ、電源まわりといったところなどが故障した場合は、買った方が安いということもありますので、仮に予備機が不足するようなことがあれば、購入ということも検討したいと考えております。

続いて、46ページの事業番号37番「学校・家庭・地域が連携・協働しながら教育を進めるための場づくり」の三輪小学校での学校運営協議会、いわゆるコミスクについてでございます。今年度は立ち上げで1回、合計3回開催され、具体的な取組などについては、意見としては出ているようですが、もう少し様子を見ながら進めていきたいと思っております。

また、委員御承知かと思いますが、五所川原小学校ではその辺似たような組織として進んでいると聞いておりますので、そちらも参考にさせていただきながら、学校側でも難しく考えず、困っていることを解消するために相談してみたらどうかといったことなど、次年度は私どももオブザーバーとして参加するなどして進めていきたいと考えております。

○教育長

ほかにございませんか。

○丁子谷委員

今の件の質問にそぐわない部分になりますが、給食費の無償化をやっているところとやっていないところでの県からの補助金の違いについて教えていただきたい。

次に、説明には出てきませんでしたが、中体連などの組織がどうなっているのか。また、指導者の組織体制や福利厚生はどう考えているのでしょうか。

それから、今日の新聞で見ましたが、県の教育施策の大綱案が決まったようですので、そちらの大綱の理解と実践をお願いしたい。

○学校給食センター所長

まず、県の交付金は県の事業となりますので、各自治体の意見というのは入り込む余地はあまりないと感じておりますが、給食費に関しては、無償化していないところには10割補助します、五所川原市のようにすでに無償化しているところ、17市町村ありますが、そちらは対象になりませんということになります。

では五所川原市のようにすでに無償化しているところはどうなるのかということですが、子育てに関する事業に充てる交付金としても使えますよ、ただし、その際には県では8割補助しますが2割に関してはその自治体が負担してくださいという事業です。

これから細かいところを確認していく必要がありますが、五所川原市では先般の定例会で可決していただきましたが、給食費を値上げしております。こちらは物価上昇に伴う値上げですので、今の時点ではこの交付金に該当になるのではないかと考えておりますが、10月からの事業のため、約半年分の経費については該当になるのではないかと考えております。ただ、3月26日に開催される会議を受けて、実際にはどうなるのか確認したいと思います。

○スポーツ振興室長

中学校の部活動の指導者についてですが、52ページの事業番号44番「中学校部活動検討事業」の中に含まれております。先ほども説明しましたが、令和6年度の早い段階で推進計画を策定したいと思います。その中で、指導者の組織体制や福利厚生についても触れることになるかと思いますが、今後教育委員会の方で、指導料についてなどの課題について、いろいろと検討してまいりたいと考えております。

また、中体連の組織ということですが、中学校部活動以外のクラブチームの参加については、競技ごとに条件が異なりますが認めている状況です。ただ、全国のトップの日本中校体連からいろいろと情報が流れてきますが、競技ごとに参加条件を決めている状況ですので、全体として同一の参加条件というのはまだまだ先になると考えております。

○教育総務課長

まだ県の大綱案の内容については全て把握しておりませんが、県の実践の中で、市町村に求めていくものがそれに書かれているかと思っておりますので、それを押さえて進めていきたいと思っております。一方で、私どもも令和6年度が総合計画の改定時期となっておりますので、当市の大綱も改訂の時期となり、令和7年度から新しい大綱でスタートとなります。県で1年先行してくれているということで、それを反映・意識した大綱を作ることになりますが、以前説明させていただいたように、教育委員会としては意見を述べて、作成するのは市長部局となりますので、格子案が固まり次第情報提供させていただきます。また、総合教育会議

の場でも大綱案や教育振興計画案について協議していただくことになりますのでよろしくお願いいたします。

○丁子谷委員

何も全て把握しなくてもいいのですが、県から大綱が示されれば、それに則して我々ができることできないことがあろうかと思しますので、それに疑問を持ちながら吟味していただければと思いますので質問させていただきました。

○教育長

今の県の動きについての御質問ですが、県であれ市であれ首長部局と教育委員会とが議論を交わしながら、最上位計画は総合計画になりますが、その中に大綱やら教育振興計画が位置付いていくものになりますので、そのもの自体はこれまでとそれほど変わらないと思いますが、今回気になったところは、県では教育委員会とは別に、知事の特命を受けた大谷さんが中心となる「青森県教育改革有識者会議」がありますが、それらの意見を聴きながら常にバージョンアップしていくという表現をしています。そこでバージョンアップしたことが、言葉は悪いですが全て教育委員会に丸投げされてしまうとますます混乱してしまうことになるかと思しますので、その辺を注視していかなければならないのかなと思っております。

県からは何らかのことを示してくるかと思いますが、我々は我々の現状と課題をしっかりと把握しながら、五所川原市としてどんな教育をしていけばいいのか、冷静にこの場で議論し、市長部局とは総合教育会議の場で議論し、大綱などを固めていければいいのかと考えております。

ほかにございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは質疑を終結いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第８、議案第１１号「五所川原市立市浦小学校及び市浦中学校 学校再編事業個別計画について」を議題といたします。

本件について、担当から説明願います。

○教育総務課長

議案第１１号「五所川原市立市浦小学校及び市浦中学校 学校再編事業個別計画について」、提案事件綴を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○丁子谷委員

今日の午前中に市浦小学校の卒業式に出席してきましたのですが、駐車場の線が消えていましたので、これから中学校も一緒になるということですので、是非対応お願いします。

○教育長

これから学校再編を進めるにあたって具体的なことがいろいろと出てくると思いますので、是非検討していければと思います。ほかにございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは質疑を終結いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 12 号「新旧対照表方式による例規等の改正について」を議題といたします。
本件について、担当から説明願います。

○教育総務課長

議案第 12 号「新旧対照表方式による例規等の改正について」、提案事件綴を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは質疑を終結いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、追加議案として、日程第 10、議案第 13 号「五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」、日程第 11、議案第 14 号「五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」及び日程第 12、議案第 15 号「五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について」は関連がありますので一括議題といたします。

本件について、担当から説明願います。

○教育総務課長

議案第 13 号「五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第 14 号「五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」及び議案第 15 号「五所川原市教育委員会事務専決代決規程

の一部を改正する訓令の制定について」、提案事件綴（その２）を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○教育長

それでは質疑を終結いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、追加議案として、日程第１３、議案第１６号「五所川原市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

本件について、担当から説明願います。

○教育総務課長

議案第１６号「五所川原市教育委員会職員の人事について」、提案事件綴（その２）及び議案第１６号資料を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○教育長

それでは質疑を終結いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
次に、その他として、まずは各課等から何かありませんか。

○社会教育課長

金木公民館大ホールの運用中止について説明した。

○教育長

ただ今の説明について何かありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

その他としてほかにございませんか。

○学校給食センター所長

給食アンケート結果について説明した。

○教育長

ただ今の説明について何かありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

その他としてほかにございませんか。

○スポーツ振興課長

尊富士関応援パブリックビューイング開催について説明した。

○教育長

どのくらい来てくれるか未知数ですが、是非優勝してほしいものだと思います。

その他として委員の皆様から何かございませんか。

○楠美委員

旧西沢家についてですが、門の裏に皿が隠されていて、そこで猫に餌をやっている人がいるようですので門を閉められないものなのでしょうか。

○教育長

是非確認をお願いします。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて令和6年五所川原市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。

午後3時30分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年4月 日

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

五所川原市教育委員会委員 2番 奈 良 陽 子

五所川原市教育委員会委員 3番 楠 美 恭 寛

会議の書記 教育総務課長 須 藤 淳 也